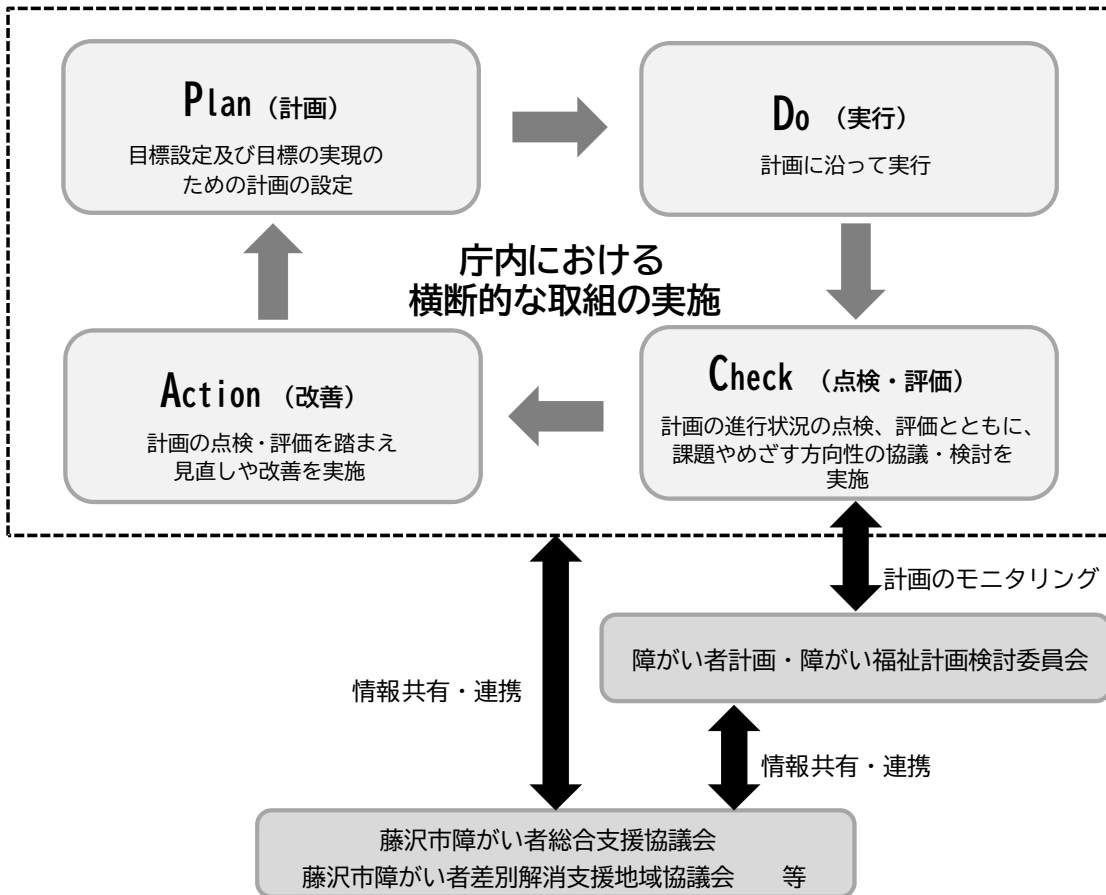


# 第5章 計画推進のために

## 1. 計画の推進体制について

図表 5-1-1 本計画の推進体制



注. 実施事業及び担当課については、第2章「施策の方向性と展開」に掲載

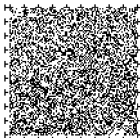
### (1) 庁内における横断的な取組の推進

本計画の実現のためには、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がいのある人を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

### (2) モニタリング指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

本計画では、記載した事業や取組については、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を実施するとともに、本市の障がい者施策のめざす方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます。



### (3) モニタリングの実施体制

本計画のモニタリングは、「計画検討委員会」において毎年行い、地域における課題と照らし合わせ、改善の方向性について協議・検討を行います。加えて、全体的な総合評価と計画改定に向けた協議・検討については、2023年度（令和5年度）に実施します。

また、「計画検討委員会」では、障がいのある人への必要な支援を進めるため、個別支援を通じて見えてきた課題の抽出・整理・分析を行うとともに、地域課題としてまとめ、関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます。

さらに、その協議経過や取組内容及び対応策等については、「総合支援協議会」や「差別解消協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめざし、協議・検討を進めていきます。

### (4) モニタリングの実施スケジュール

本計画の進捗状況を確認する流れとしては、次のスケジュールを予定しています。

年度ごとに進捗状況を管理し、「計画検討委員会」への報告と意見聴取を実施するとともに、聴取した意見は事業を所管する関係各課へ報告し、必要とされる取組について検討します。

図表 5-1-2 本計画の進行管理スケジュール（各年度）

	計画検討委員会（年間4回）
5月	・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認（速報値）
7月	・障がい福祉関係事業の進捗状況確認及び改善に向けた意見集約（→事業を所管する関係各課へ集約した意見報告）
10月	・集約された意見に対する関係各課からの検討結果を会議にて報告し、施策への反映について協議
1月	・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実績確認（確定値）及び施策への反映状況の報告

注. 計画策定（見直しを含む）年度については、本計画の進行管理に加え、計画策定作業を行うため、計画検討委員会の開催を年間6回とします。

### (5) 計画の進捗状況等の公表

本計画は、障がいのある人や障がい者団体関係者の意見等を踏まえた上で、「総合支援協議会」及び「計画検討委員会」と市が協働して策定したものであり、各主体が計画の進捗状況等の情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、計画の進捗状況等については、毎年、市民の皆様に公表します。

